

熊野古道セミナー企画運営委託業務 業務仕様書

1 業務名

熊野古道セミナー企画運営委託業務

2 業務の目的

三重県では、熊野古道伊勢路（以下「伊勢路」という。）をはじめとする東紀州地域ならではの魅力のプロモーション等により誘客促進を図り、東紀州地域の活性化に取り組んでいるところである。

本業務では、伊勢路の世界遺産としての本質的な価値はすべての道のりにあることをふまえて、伊勢路「歩き旅」の魅力を発信するセミナーを開催することで、新たなファン層の開拓やリピーターの獲得につなげ、実際の来訪を促進することをめざす。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月24日まで

4 業務の内容

(1) 熊野古道セミナーの開催

① 実施内容の企画等

- ・ 伊勢路の魅力を発信して、新たなファン層の開拓やリピーターの獲得につなげるため、関西圏在住・在勤者の集客が多く見込まれる大阪市内等の場所においてセミナーを1回以上開催することとし、受託者は、次の内容を含め、実施内容の企画・運営・進行管理を行うこと。

ただし、実施内容の詳細は、提案をふまえ県と協議のうえ決定する。

ア プログラム、会場レイアウト、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本等を作成すること。

イ 出演者（司会を含む。）の手配を行うこと。

なお、出演者には、伊勢路「歩き旅」の魅力を参加者に伝えられる者を起用すること。

また、出演者は、伊勢路を歩いた経験がある、またはセミナーまでに歩く予定がある者が望ましい。

ウ 伊勢路は伊勢を起点に熊野まで続く巡礼道であることが本質的価値であり、本来は通して歩く道であることを伝え、「歩き旅」を推奨する内容とすること。

エ セミナーで使用するプレゼンテーション資料を作成すること。

オ 会場の設営、撤収等にかかること。

カ 集客に有効な広報を行うこと。

キ 伊勢路に興味・関心のある関西圏在住・在勤者などを対象に、参加者の募集を行うこと。

なお、募集の際には、受託者や出演者が運営するSNS等のソーシャルメディアで告知することとし、対面・オンライン合計で少なくとも30名以上の参加を目標とすること。

ク セミナーの内容や開催結果について、受託者や出演者が運営するSNS等のソーシャルメディアで発信すること。

ケ その他、伊勢路への来訪につなげる効果的な方策について、契約上限額の範囲内で実施可能なものがあれば提案すること。

② 開催方法等

- ・ 令和5年3月上旬までに開催することを想定し、最適な開催方法、会場、時期、募集人数、募集方法、伊勢路の魅力を参加者に伝えるための工夫や演出等を提案すること。
開催方法は、対面での開催を基本とするが、オンライン参加も併用するハイブリッド開催もできることとする。ただし、会場やハイブリッド開催をする場合の機器・通信環境等の手配に要する費用は、委託料の範囲内で行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準に基づいて、感染防止対策（陰性証明を含む。）を徹底したうえで実施すること。

③ 参加者へのアンケート実施及び集計

- ・ セミナー開催後に、参加者へのアンケートを実施すること。アンケートの内容や実施方法は、事前に県と協議のうえ決定する。
また、アンケート結果は集計のうえ、県が指定する期日までに提出すること。

④ 出演者に関する交渉及び謝礼

- ・ 受託者は三重県と協議のうえ、出演者に関する交渉を行い、謝礼等を支払う必要がある場合は委託料の範囲内で行うこと。
なお、開催結果（静止画像とテキスト）を三重県ホームページに掲載するため、受託者は、出演者に係る肖像権等の問題が生じないよう権利処理等の調整を行うこと。

5 納品する成果物及び期日等

- ・ 本業務の終了後、令和5年3月24日15時まで（必着）に事業実績に係る報告書2部を提出すること。

(1) 報告書記載事項

- ・ セミナー企画・運営の概要
- ・ 業務の総括及び今後の展開に関する提案

(2) 提出先

三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部 南部地域活性化局 東紀州振興課（三重県庁2階）

6 契約不適合責任

- ・本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合には、受託者の責任において補修等を行うこと。

7 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 再委託を行う場合には、事前に三重県の了解を得て、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示監督する場合がある。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (8) 三重県が受託者を決定した後、契約にあたり、業務仕様書に定める事項及び業務仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。